



# “海外”と 少しでも関係する 先生方へ

・・・研究を兵器等に利用させないために・・・

海外への装置・試料等の物品の輸出、海外へのメール、  
海外出張、そして留学生の受け入れまで・・・  
“海外”と少しでも接点がある活動に対して政府の許可  
が必要とされるケースがあります。  
国際的な流れからも、不注意な情報の漏洩を避け、研  
究者としての責任を全うするように心がけましょう。



大阪大学安全保障輸出管理委員会

このパンフレットは重要な先端技術情報の外国への漏洩や、その技術の悪用を防ぐための規制を概説したものです。

**海外と少しでも関係がある研究者は法令に基づき必ず確認を必要とする管理規制**ですので、この規制に関して理解を深めてください。

本パンフレットでは、自らの活動が規制の対象となっているかを簡易に判定するための指標も示しています。

## ■どんな活動が該当しますか？

- ・海外出張する
- ・海外に装置、試料等の物品を持っていく、送付する
- ・海外の研究者に資料を持っていく、送付する、メールを送る
- ・海外の機関・研究者と共同研究する
- ・留学生、研修生、見学者を受け入れる

これらの活動を行う場合、**外国為替及び外国貿易法（外為法）**の規制対象となる可能性があります。

## ■大学での研究活動も該当します

本規制は海外への「貨物の輸出」、「技術の提供」が対象となります。大学では関係のない活動に思われがちですが、**多くの活動が該当するため注意が必要です。**

- ・「**貨物**」：装置、試料、試作品等の物品類、装置の部品などの部分品も含む
- ・「**技術**」：**情報、データ、ノウハウ、装置の使用マニュアル等**  
(例) ・設計・評価等に用いる開発・改良プログラム  
・製造ノウハウ、性能評価データ  
・使用マニュアル・メンテナンスマニュアル、設計図、仕様書  
・技術指導、訓練、作業知識の提供やセミナー等
- ・「**輸出**」：海外に送付する、自身で持ち出す（持ちかえる場合も含む）
- ・「**提供**」：口頭での伝達、メールでの提供、紙、CD・フラッシュメモリ等の記憶媒体での伝達等を含むあらゆる伝達

## ■何をしなければならないのでしょうか？

**研究者本人が、技術情報や装置・試料等の内容を判断することが必要です。**

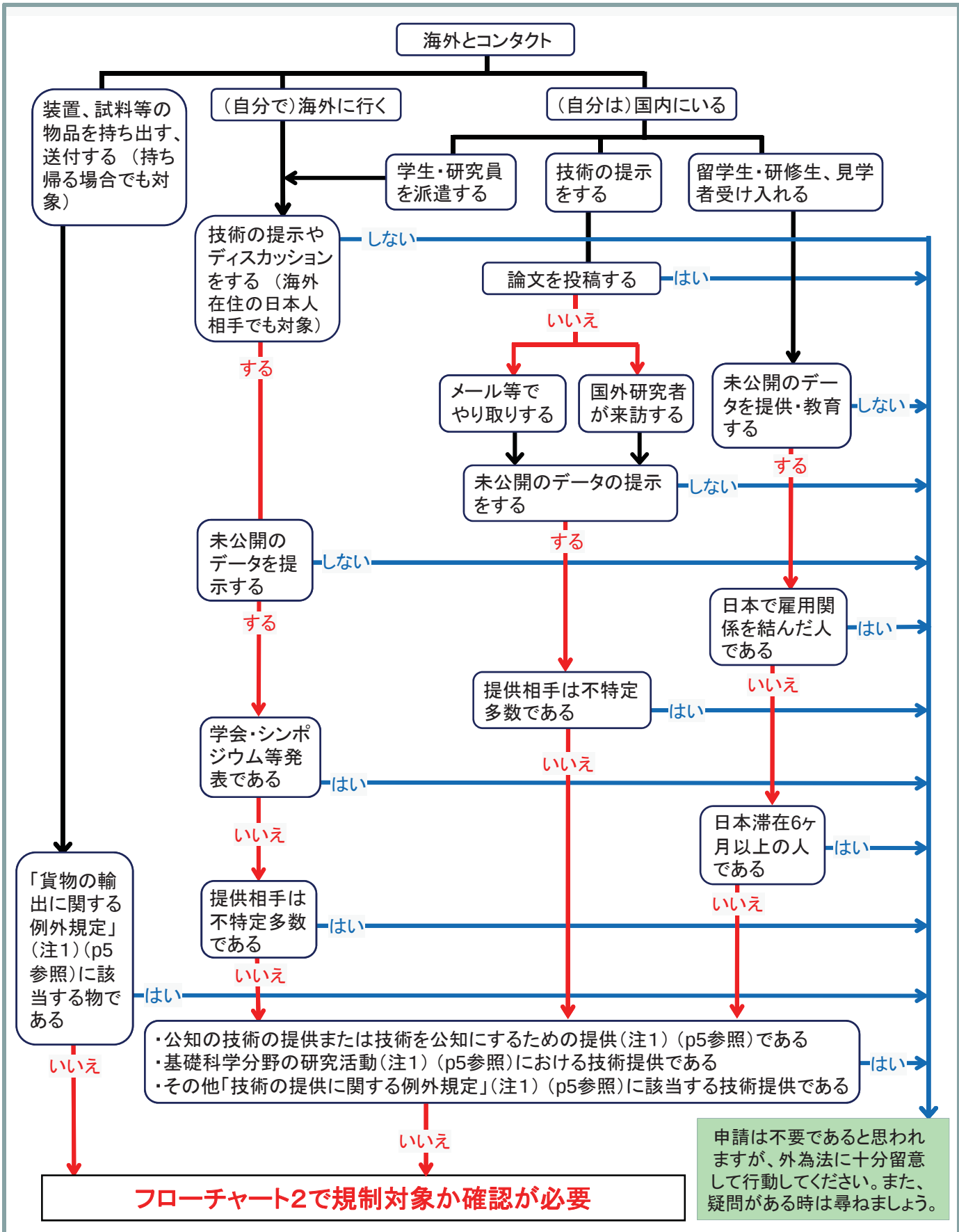
規制に該当する場合、**事前に経済産業大臣から許可を取得する必要があります。**許可を取得しないで、国際的な安全保障に係る貨物の輸出や技術の提供を行った場合に、刑事罰と行政罰が課せられます。

ただし、本規制は大学・研究機関における研究活動を阻害することを意図したものではありません。従って、適切な研究活動に基づく貨物の輸出及び技術の提供であれば**許可を取得できます。**

海外に少しでも関連する場合、輸出する貨物、提供する技術が規制の対象になっているかどうかを次からのフローチャート1、2で確認してください。

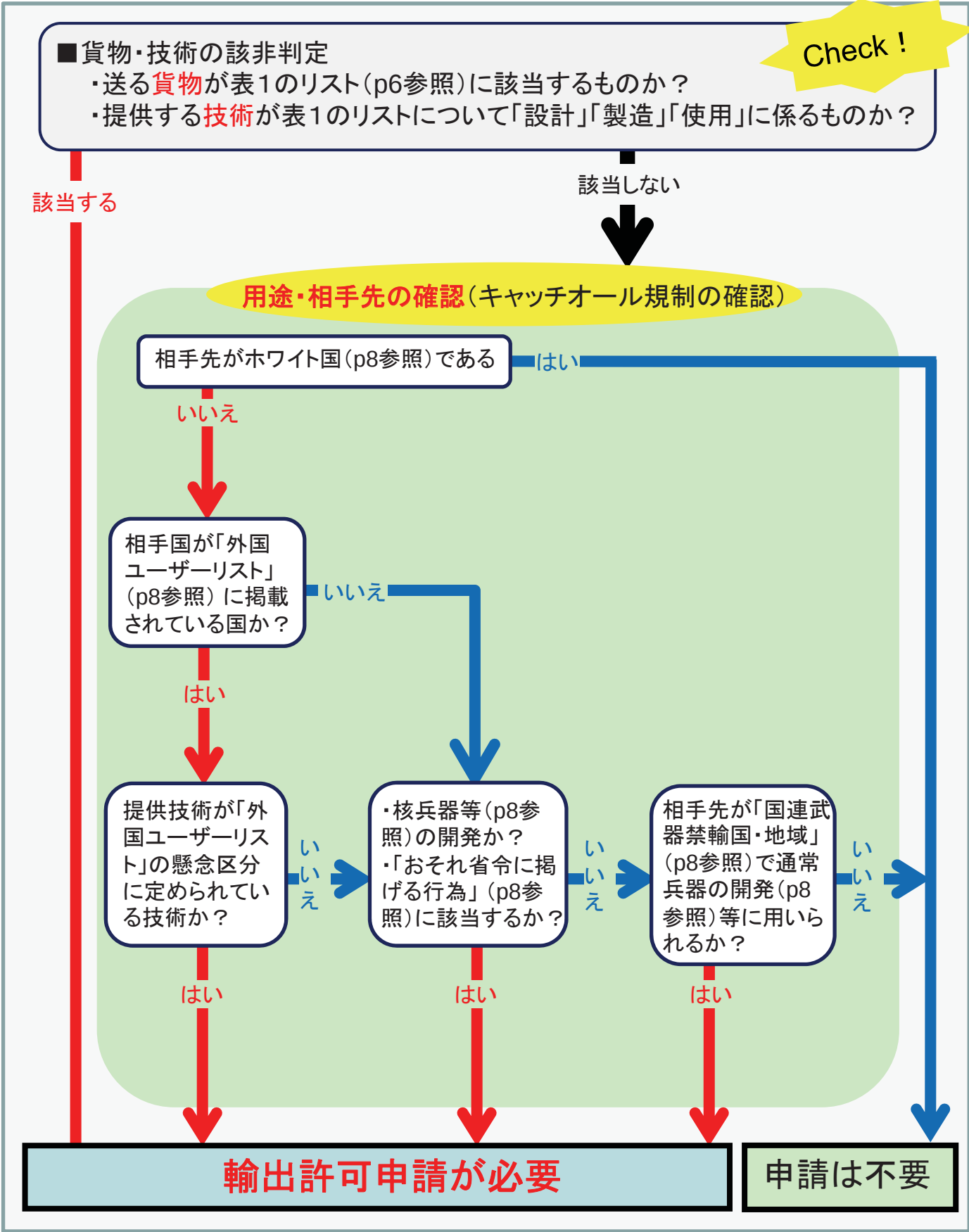
◆規制の対象となるかならないか(該非判定)のフローチャート1◆

まず最初に・・・海外と関係する場合、規制の対象となる可能性があります。しかし大学における活動はいくつかの**例外規定(注1)**に該当し、許可申請が不要な場合があります。まず以下のフローチャートで該非を確認してください。



◆規制の対象となるかならないか(該非判定)のフローチャート2◆

これからあなたが行おうとしている海外に関する行動が**管理規制(リスト規制)**に該当するかを判別するためのフローチャートです。



## 注1. 例外規定

装置・試料等の物品(貨物)の輸出、技術の提供に際して、規制の対象となる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、**許可が不要となります。**

### ●貨物の輸出に関する例外規定

貨物の輸出にあたり、貨物の種類が輸出規制の対象となる場合であっても、**以下のいずれかに該当する場合には、輸出許可が不要**となります。

参考： <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> の「許可申請手続き」→「③各種特例の確認(貨物)」

- ・一定の船舶又は航空機において使用する燃料、網等の貨物
- ・航空機の発着等を安全にする機上装備貨物等であって、修理又取替えを要するもの
- ・国際機関が送付する貨物であって、条約等により規制を免除されているもの
- ・日本国大使館等に送付する公用の貨物
- ・**無償特例**：無償で輸入し無償で返送する貨物、後日無償で輸入する予定で無償で輸出する貨物
- ・**少額特例**：一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの
- ・暗号関連貨物の中で、一定の要件を満たすもの
- ・輸出しようとする貨物のごく一部として規制対象となる貨物が組み込まれている場合

### ●技術の提供に関する例外規定

技術の提供にあたり、技術の種類が規制の対象となる場合であっても、**以下のいずれかに該当する場合には、許可申請が不要**となります。

参考： <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> の「許可申請手続き」→「③各種特例の確認(技術提供)」

- ・**公知の技術**を提供する取引または**技術を公知とするために**当該技術を提供する取引
  - (例)・新聞、書籍、ネットワーク上等で既に不特定多数の者に公開されている技術の提供
  - ・学会誌、公開特許情報等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
  - ・予め設定された見学コース、講演会等で不特定多数の者が入手、聴講可能な技術の提供
  - ・ソースコードが公開されているプログラムの提供
  - ・学会発表用の原稿または展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿、当該技術を不特定多数の者が入手または閲覧可能とすることを目的とする取引
- ・基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
  - ※基礎科学分野の研究活動：自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的または実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計または製造を目的としないもの **(要注意:「大学の研究」=「基礎科学分野の研究」ではありません!)**
- ・日本政府が行う技術協力等(ODA、賠償、協定に基づくもの)
- ・工業所有権の出願又は登録に必要な最小限の技術提供
- ・貨物の輸出に併せて行われる据付、操作等のための必要最小限の技術提供のうち、一定の要件を満たすもの  
貿易関係貿易外取引等に関する省令 第九条第一項第八号
- ・プログラムの提供に併せて行われるインストール、操作等のための必要最小限の技術提供のうち、一定の要件を満たすもの  
貿易関係貿易外取引等に関する省令 第九条第一項第九号
- ・プログラムの提供であって、以下のいずれかに該当するもののうち、一定の要件を満たすもの  
貿易関係貿易外取引等に関する省令 第九条第一項第十号
  - ・店頭で購入でき、特別な技術支援が不要なもの
  - ・暗号関連プログラムであって、店頭で購入でき、特別な技術支援が不要であり、仕様の変更が出来ないもの
  - ・貨物に内蔵されているプログラムを貨物ごと輸出する場合
  - ・すでに許可を受けてプログラムを提供した相手に対して、当該許可の範囲で行うもの

## 表1. リスト規制対象貨物一覧

許可の取得が義務付けられている貨物・技術です。経済産業省・安全保障貿易管理のホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>) の許可申請手続きの項目中に「輸出令別表第1」で詳細が確認できます。また、「貨物等省令」からそれぞれの仕様・能力のスペックが確認できます。

| 項番                                                  | 輸出許可品目名 | 項番                                 | 輸出許可品目名 | 項番                                            | 輸出許可品目名 | 項番                                           | 輸出許可品目名 |
|-----------------------------------------------------|---------|------------------------------------|---------|-----------------------------------------------|---------|----------------------------------------------|---------|
| 1. 武器                                               |         | (42) 光電子増倍管                        |         | 6. 材料加工                                       |         | (8) レーザー発振器等                                 |         |
| (1) 銃砲・銃砲弾                                          |         | (43) 静電加速型の中性子発生装置                 |         | (1) 軸受                                        |         | (9) 磁力計等・磁場勾配計・校正装置                          |         |
| (2) 爆発物・発射装置                                        |         | (44) 遠隔操作のマニピュレーター                 |         | (2) 数値制御工作機械                                  |         | (10) 重力計・重力勾配計                               |         |
| (3) 火薬類・軍用燃料                                        |         | (45) 放射線遮蔽窓・窓枠                     |         | (3) 歯車製造用工作機械                                 |         | (11) レーダー                                    |         |
| (4) 火薬・爆薬安定剤                                        |         | (46) 耐放射線テレビカメラ・レンズ                |         | (4) アイソスタチックプレス                               |         | (12) 光反射率測定装置又は表面形状の測定装置                     |         |
| (5) 指向性エネルギー兵器                                      |         | (47) トリチウム・トリチウム化合物、混合物            |         | (5) コーティング装置                                  |         | (13) 重力計製造装置                                 |         |
| (6) 運動エネルギー兵器                                       |         | (48) トリチウム製造・回収・貯蓄装置               |         | (6) 測定装置                                      |         | (14) 光検出器等                                   |         |
| (7) 軍用車両・軍用仮設橋等                                     |         | (49) トリチウム回収用・重水製造用の白金を用いた触媒       |         | (7) ロボット                                      |         | 11. 航法装置                                     |         |
| (8) 軍用船舶等                                           |         | (50) ヘリウム3                         |         | (8) フィードバック装置等                                |         | (1) 加速度計                                     |         |
| (9) 軍用航空機等                                          |         | 3. 化学兵器                            |         | (9) 絞りスピニング加工機・しごきスピニング加工機                    |         | (2) ジャイロスコープ                                 |         |
| (10) 防潜網及び魚雷防網網                                     |         | (1) 軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・その原料 |         | 7. エレクトロニクス                                   |         | (3) 慣性航行装置                                   |         |
| (11) 装甲版・軍用ヘルメット・防弾衣                                |         | (2) 化学製剤用製造機械装置                    |         | (1) 集積回路                                      |         | (4) ジャイロ天測航装置等                               |         |
| (12) 軍用探照灯                                          |         | 3の2. 生物兵器                          |         | (2) マイクロ波用機器、ミリ波用機器部分品等                       |         | (4の) 水中ソナー航法装置                               |         |
| (13) 軍用細菌製剤・軍用化学製剤                                  |         | (1) 軍用細菌製剤の原料                      |         | (3) 信号処理装置                                    |         | 2)                                           |         |
| (14) 軍用化学製剤用細胞株等                                    |         | (2) 軍用細菌製剤開発・製造装置                  |         | (4) 超伝導材料を用いた装置                               |         | (5) (1)から(4の2)までの試験・製造装置                     |         |
| (15) 軍用火薬類の製造・試験装置                                  |         | 4. ミサイル                            |         | (5) 超伝導磁石                                     |         | 12. 海洋関連                                     |         |
| (16) 兵器製造用機械装置                                      |         | (1) ロケット・ロケット製造試験装置                |         | (6) セル                                        |         | (1) 船舶(潜水艇、水中船等)                             |         |
| 2. 原子力                                              |         | (1の) 無人航空機                         |         | (7) 高電圧用コンデンサ                                 |         | (2) 船舶の部分品・附属品                               |         |
| (1) 核燃料物質・核原料物質                                     |         | 2)                                 |         | (8) エンコーダ                                     |         | (3) 水中回収装置                                   |         |
| (2) 原子炉・原子炉用発電装置                                    |         | (2) ロケット誘導装置・試験装置                  |         | (8の) サイリスターデバイス、サイリスターモジュール                   |         | (4) 水中カメラ                                    |         |
| (3) 重水素・重水素化合物                                      |         | (3) 推進装置                           |         | 2) ジュール                                       |         | (5) 水中ロボット                                   |         |
| (4) 人造黒鉛                                            |         | (4) しごきスピニング加工機                    |         | (9) 磁気テープ記録装置                                 |         | (6) 密閉動力装置                                   |         |
| (5) 核燃料・核原料物質分離再生装置                                 |         | (5) サーボ弁・推進薬制御装置用ポンプ               |         | (10) 波形記憶装置                                   |         | (7) 回流水槽                                     |         |
| (6) リチウム同位元素分離装置・核燃料物質の成型加工用装置                      |         | (6) 推進薬・原材料                        |         | (11) 周波数シンセサイザー                               |         | (8) 浮力材                                      |         |
| (7) ウラン同位元素分離用装置                                    |         | (7) 推進薬の製造・試験装置                    |         | (12) 信号発生器                                    |         | (9) 閉鎖回路式自給潜水用具等                             |         |
| (8) 周波数変換器                                          |         | (8) 粉粒体用混合機                        |         | (13) 周波数分析器                                   |         | 13. 推進装置                                     |         |
| (9) ニッケル粉・これを用いた多孔質金属                               |         | (9) ジェットミル・粉末金属製造装置                |         | (14) ネットワークアナライザー                             |         | (1) ガスタービンエンジン                               |         |
| (10) 重水素・重水素化合物の製造装置                                |         | (10) 複合材料、繊維・プリプレグ・プリフォーム製造装置      |         | (15) 原子周波数標準器                                 |         | (2) 宇宙開発用飛しょう体                               |         |
| (10) 二酸化、三酸化ウラン・四フッ化、六フッ化ウラン・金属ウラン等の製造装置            |         | (11) ノズル                           |         | (15) スプレー冷却方式の熱制御装置                           |         | (3) ロケット推進装置                                 |         |
| (11) しごきスピニング加工機                                    |         | (12) ノズル及び再突入機先端部製造装置              |         | (16) 半導体製造装置                                  |         | (4) 無人航空機又はその部分品                             |         |
| (12) 数値制御工作機械・測定装置                                  |         | (13) アイソスタチックプレス                   |         | (17) マスク・レクチル                                 |         | (5) (1)から(4)まで若しくは15の(10)に掲げる試験装置・測定装置・検査装置等 |         |
| (13) 誘導炉・アーク炉、プラズマ・電子ビームを用いた溶解炉                     |         | (14) 複合材用の炉                        |         | (18) 半導体基板                                    |         | 14. その他                                      |         |
| (14) アイソスタチックプレス                                    |         | (15) ロケット用構造材料                     |         | (19) レジスト                                     |         | (1) 粉末状の金属燃料                                 |         |
| (15) ロボット                                           |         | (16) ロケット用加速度計・ジャイロ                |         | (20) アルミニウム・ガリウム・インジウム有機金属化合物、燐・砒素・アンチモン有機化合物 |         | (2) 火薬・爆薬成分、添加・前駆物質                          |         |
| (16) デジタル制御方式振動試験装置                                 |         | (17) ロケット用飛行・姿勢制御装置                |         | (21) 燐・砒素・アンチモン水素化合物                          |         | (3) ディーゼルエンジン                                |         |
| (17) アルミニウム合金・繊維・マルエージング鋼・チタン合金                     |         | (18) ロケット用アビオニクス装置                 |         | (22) 半導体基板の材料となる物質                            |         | (4) 削除                                       |         |
| (18) ベリリウム・ベリリウム合金、化合物                              |         | (18の) ロケット用熱電池                     |         | 8. コンピュータ                                     |         | (5) 自給式潜水用具等                                 |         |
| (19) 核兵器起爆用アルファ線源用物質                                |         | (20) 航空機・船舶用重力計、重力勾配計              |         | (1) 電子計算機                                     |         | (6) 航空機輸送土木機械                                |         |
| (20) ほう素10                                          |         | (20) ロケット発射台・支援装置                  |         | 9. 通信関連                                       |         | (7) ロボット若しくはその制御装置                           |         |
| (21) 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤                                |         | (21) 無線遠隔装置・制御装置                   |         | (1) 伝送通信装置                                    |         | (8) 電気伝導シャッター                                |         |
| (22) アクチニド耐食性のつぼ                                    |         | (22) ロケット搭載用電子計算機                  |         | (2) 電子交換装置                                    |         | (9) 催涙剤・くしゃみ剤・散布等装置                          |         |
| (23) ハフニウム・ハフニウム合金、化合物                              |         | (23) ロケット用A/Dコンバータ                 |         | (3) 光ファイバー通信ケーブル等                             |         | (10) 簡易爆発装置の除去装置                             |         |
| (24) リチウム・リチウム合金、化合物等                               |         | (24) 振動試験装置・風洞等                    |         | (4) 削除                                        |         | 15. 機微品目                                     |         |
| (25) タングステン・タングステン炭化物、合金                            |         | (24の) ロケット設計用の電子計算機                |         | (5) フェーズドアレーアンテナ                              |         | (1) 無機繊維等                                    |         |
| (26) ジルコニウム・ジルコニウム合金、化合物                            |         | (25) 音波・電波等減少用材料・装置                |         | (5の) 監視用方向探知器                                 |         | (2) 電波の吸収材等                                  |         |
| (27) フッ素製造用電解槽                                      |         | (26) ロケット用IC・探知装置・レードーム            |         | 2)                                            |         | (3) 核熱源物質                                    |         |
| (28) ガス遠心分離器ロータ製造用・組立用装置                            |         | 5. 先端素材                            |         | (5の) 通信妨害装置又はその部分品                            |         | (4) 伝送通信装置                                   |         |
| (29) 遠心力式鈞合試験機                                      |         | (1) フッ素化合物製品                       |         | 3)                                            |         | (5) 音波を利用した水中探知装置                            |         |
| (30) フィラメントワインディング装置                                |         | (2) ビニリデンフルオライドの圧電重合体等             |         | (5の) 電磁波干渉観測による位置探知装置                         |         | (6) 宇宙用に設計した光検出器                             |         |
| (31) ガスレーザー発振器・固体レーザー発振器・色素レーザー発振器                  |         | (3) 芳香族ポリイミドの製品                    |         | 4)                                            |         | (7) 目標自動識別機能レーダー                             |         |
| (32) 質量分析計・イオン源                                     |         | (4) Ti、Al・合金成形工具                   |         | (6) (1)から(3)まで若しくは(5)の設計・製造装置                 |         | (8) 単独潜水艇                                    |         |
| (33) 六フッ化ウラン耐食性の圧力計・ベローズ弁                           |         | (5) Ni、Ti合金・Mg合金等                  |         | (7) 暗号装置又はその部分品                               |         | (9) 防音装置                                     |         |
| (34) ソレノイドコイル形超電導電磁石                                |         | (6) 金属磁性材料                         |         | (8) 情報伝達信号漏洩防止装置等                             |         | (10) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン等                |         |
| (35) 真空ポンプ                                          |         | (7) ウランチタン合金・タングステン合金              |         | (9) 削除                                        |         |                                              |         |
| (36) 直流電源装置                                         |         | (8) 超伝導材料                          |         | (10) 盗聴探知機能通信ケーブルシステム                         |         |                                              |         |
| (37) 電子加速器・フラッシュ放電型のX線装置                            |         | (9) 作動油等                           |         | (11) (7)から(10)までの設計製造装置等                      |         |                                              |         |
| (38) 発射体を用いる衝撃試験機                                   |         | (10) 潤滑油等                          |         | 10. センサー等                                     |         |                                              |         |
| (39) 機械式・電子式のストロークカメラ・フレーミングカメラ                     |         | (11) 振動防止用液体                       |         | (1) 音波利用水中探知装置等                               |         |                                              |         |
| (40) 流体速度測定用の干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器、水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器 |         | (12) 冷媒用液体                         |         | (2) 光検出器・冷却器等                                 |         |                                              |         |
| (41) 核兵器起爆(試験)用貨物                                   |         | (13) Tiのホウ化物・セラミック半製品              |         | (3) センサ用の光ファイバー                               |         |                                              |         |
|                                                     |         | (14) セラミックスの複合素材                   |         | (4) カメラ                                       |         |                                              |         |
|                                                     |         | (15) ポリジオルガノシラン、ポリシラザン等            |         | (5) 反射鏡                                       |         |                                              |         |
|                                                     |         | (16) 芳香族ポリイミド・ポリエーテルイミド等           |         | (6) 光学部品                                      |         |                                              |         |
|                                                     |         | (17) ビニリデンフルオライドの共重合体等             |         | (7) 光学器械又は光学部品の制御装置                           |         |                                              |         |
|                                                     |         | (18) プリプレグ・プリフォーム等                 |         | (7の) 非球面光学素子                                  |         |                                              |         |
|                                                     |         | (19) ほう素・炭化そう素・硝酸グアニジン、ニトログアニジン    |         | 2)                                            |         |                                              |         |

### ■「安全保障輸出管理」とは：

日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や高性能な機器・細菌など、軍事的に利用可能な貨物・技術を核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡さないようにするための制度です。

この管理は外国為替及び外国貿易法（外為法）により厳格に管理されているもので、外為法では、経済産業大臣の許可を取得しないで、国際的な安全保障に係る貨物の輸出や技術の提供を行った場合に、刑事罰と行政罰が科せられることになります。これらの罰則は、当該輸出・提供を行った個人だけでなく、当該個人が属する法人も対象となりますので、法令遵守に真剣に取り組むことが大切です。

### ■「リスト規制」とは：

安全保障輸出管理において、許可の取得が義務付けられる貨物・技術を示したものです。

- ・ 武器そのもの
- ・ 兵器になりそうな高い性能を持つ汎用品
- ・ 兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品

が該当します。これらは全ての国・地域に向けた提供が対象となります。

### ■「キャッチオール規制（補完的輸出規制）」とは：

取引の内容が定められた要件に該当する場合に限り、許可を義務付ける貨物・技術を示した規制です。リスト規制に該当するもの以外で大量破壊兵器になりそうな全てのものが対象となります。

- ・ その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて核兵器等の開発等に用いられる懸念が有るかどうか。
- ・ 加えて、仕向地が国連武器禁輸国・地域への輸出の場合は、その貨物や技術の用途からみて通常兵器の開発等に用いられる懸念が有るかどうか。

が対象の基準となります。

## 補足資料2(語句の意味、該当範囲)

### ■「ホワイト国」とは:

輸出管理が適正に行われていると認められる国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

### ■「核兵器等」とは:

- ・核兵器
- ・軍用の化学製剤
- ・軍用の化学製剤または細菌製剤の散布のための装置
- ・300km以上運搬することができるロケット
- ・300km以上運搬することができる無人航空機  
(部分品も含む)

### ■「おそれ省令に掲げる行為」とは:

- ・核燃料物質又は核原料物質の開発等
- ・核融合に関する研究
- ・原子炉(発電用軽水炉を除く)またはその部分品もしくは附属装置の開発等
- ・重水の製造
- ・核燃料物質の加工及び再処理
- ・以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、またはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
  - ・化学物質の開発または製造(告示で定めるものを除く)
  - ・微生物または毒素の開発等
  - ・ロケットまたは無人航空機の開発等
  - ・宇宙に関する研究(告示で定めるものを除く)

告示: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> の「関係法令集」→「告示」→「おそれ省令別表第6告示」

### ■「外国ユーザーリスト」とは:

外国ユーザーリストとは大量破壊兵器の開発等へ関与が懸念される企業・組織(大学、研究機関を含む)を公表しているリスト。

リストに掲載されている国: イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタン

これらの国への提供の場合、その貨物、技術が指定されている懸念区分にあるものか確認の必要がある。

(懸念区分等詳細) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> の「補完的輸出規則(キャッチオール規制)」→「外国ユーザーリスト」

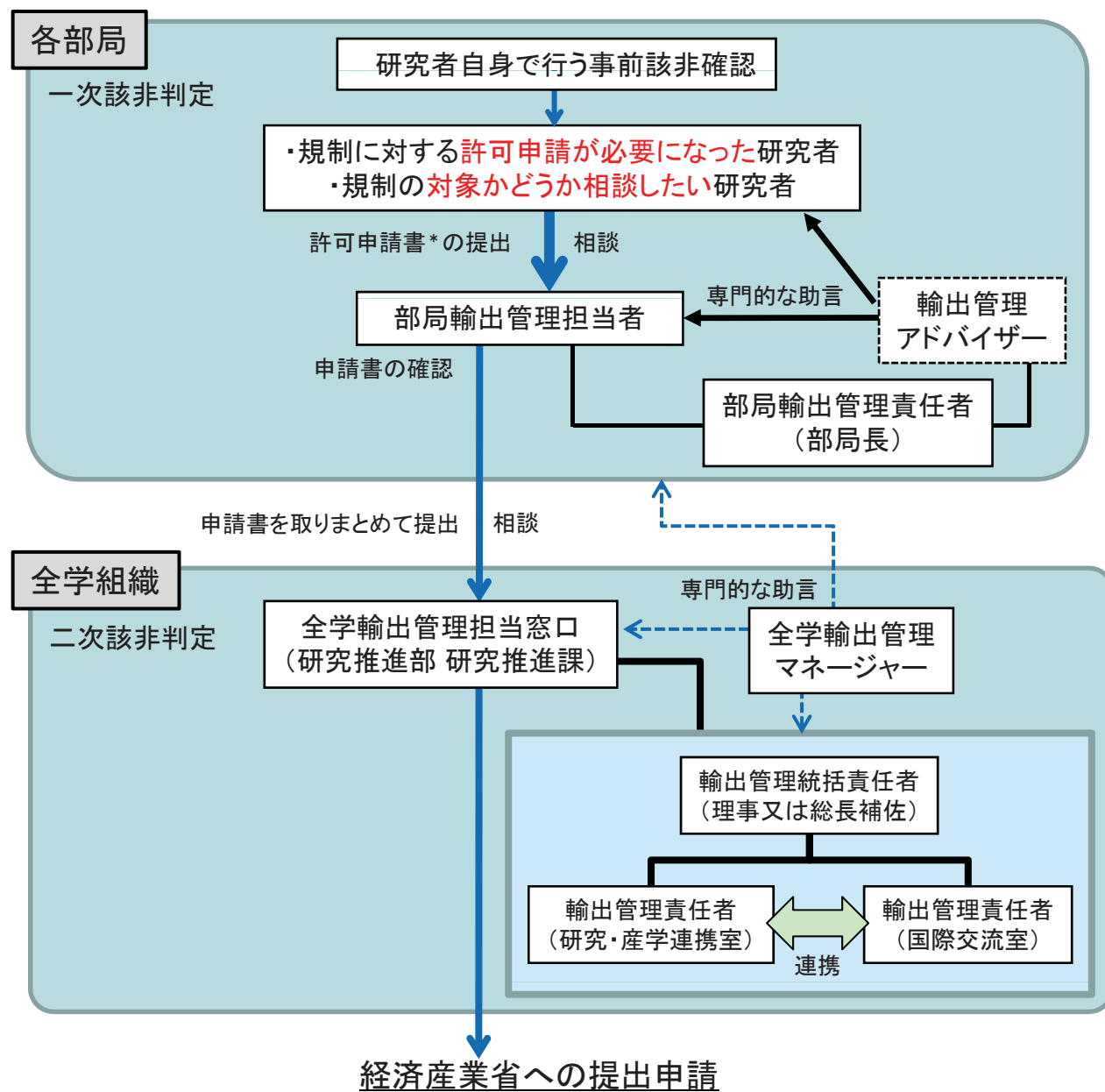
### ■「国連武器禁輸国・地域」とは:

アフガニスタン、コンゴ、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

### ■「通常兵器」とは:

- ・鉄砲もしくはこれに用いる鉄砲弾もしくはこれらの付属品またはこれらの部分品
- ・爆発物もしくはこれを投下し、もしくは発射する装置、もしくはこれらの付属品またはこれらの部分品
- ・火薬類または軍用燃料
- ・火薬または爆発の安定剤
- ・指向性エネルギー兵器またはその部分品
- ・運動エネルギー兵器もしくはその発射体またはこれらの部分品
- ・軍用車両もしくはその付属品もしくは軍用仮設橋またはこれらの部分品
- ・軍用船舶もしくはその船体もしくはその付属品またはこれらの部分品
- ・軍用航空機もしくはその付属品またはこれらの部分品
- ・防潜網もしくは魚雷防御網または磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
- ・装甲板、軍用ヘルメットもしくは防弾衣またはこれらの部分品
- ・軍用探照灯またはその制御装置
- ・軍用の細菌製剤、化学製材もしくは放射性製剤またはこれらの散布、防護、浄化、探知もしくは識別のための装置もしくはその部分品
- ・軍用の細菌製剤、化学製材または放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物
- ・軍用の化学製剤の探知もしくは識別のための生体高分子もしくはその製造に用いる細胞株または軍用の化学製剤の浄化もしくは分解のための生体触媒もしくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウィルスもしくは細胞株
- ・軍用火薬類の製造設備もしくは試験装置またはこれらの部分品
- ・兵器の製造用に特に設計した装置もしくは試験装置またはこれらの部分品もしくは付属品

## ■ 学内における許可申請・相談の流れ



\* 許可申請等フォーマット 大阪大学安全保障輸出管理のホームページ  
[http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur\\_exp](http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur_exp) からダウンロードできます  
 ・経済産業省から許可承認後は逆のルートで研究者へ連絡されます。

### 学内連絡先:

- 部局管理担当者: ( )
- 大阪大学 安全保障輸出管理 担当窓口:  
 研究推進部 研究推進課  
 TEL: 06-6879-7032  
 Mail: s-export@ml.office.osaka-u.ac.jp

近年、国内の重要な先端技術情報が外国へ不用意に流出し、国内の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道が見受けられます。また、安全保障輸出管理の観点から、不注意による技術の漏洩は国内のみならず、国際的な平和及び安全の維持に影響を与えかねません。日本では平和国家としての立場から国際合意に基づき、大量破壊兵器をはじめとする兵器に用いられる可能性の高い貨物の輸出や技術の提供に関し、外国為替及び外国貿易法（外為法）により厳格な輸出管理が行われています。

研究室内の装置、試料、技術、情報等を一度、安全保障輸出管理の観点から、確認してみてください。我々が考える以上に、規制対象となる兵器等への転用可能なものがあるかもしれません。

■ 大阪大学安全保障輸出管理規程、安全保障輸出管理体制並びに本パンフレットは、下記ホームページからダウンロードできます。

[http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur\\_exp](http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur_exp)

より詳細な確認は経済産業省安全保障貿易管理のホームページ  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

#### 経済産業省連絡先：

- 輸出管理についての一般的な問い合わせ  
安全保障貿易案内窓口 TEL:03-3501-3679
- 法令解釈についての問い合わせ  
安全保障貿易管理課 TEL: 03-3501-2800
- 申請手続き、キャッチオール事前相談についての問い合わせ  
安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801
- 輸出管理規程についての相談・不正輸出の連絡  
安全保障貿易検査官室 TEL:03-3501-2841